

教育・保育給付認定申請書（私立幼稚園・認定こども園）

尼崎市 長 あて

年 月 日

保護者

尼崎市受付印 (こども入所支援担当)	施設(園)受付印
-----------------------	----------

現住所			
現住所が市外の場合 市内転入後の住所	尼崎市	転入 予定日	
ふりがな			
氏 名			
電 話	自 宅	—	—
	携帯(続柄)	)	—
	携帯(続柄)	)	—

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定に係る認定を申請します。

申請児童	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日	入園年度の 4月1日現在の年齢	性別
		令和 年 月 日生	才	

①認定希望日、利用施設

認定希望日		令和 年 月 日	
施 設 名	所在地		
	入園(予定)日	令和 年 月 日	

②世帯の状況(申請児童以外の世帯員についてご記入ください。)

区 分	氏 名 (ふりがな)	児童 との 続柄	生 年 月 日	同居 別居	現在の就労・在籍状況 ※保育施設等に在籍している場合は 施設名を記載してください。
申 請 児 童 の 世 帯 員		保護者1	昭和・平成 ・	同・別	会社員・公務員・自営業・学生 無職・その他()
		保護者2	昭和・平成 ・	同・別	会社員・公務員・自営業・学生 無職・その他()
			昭和・平成・令和 ・	同・別	
			昭和・平成・令和 ・	同・別	
			昭和・平成・令和 ・	同・別	
			昭和・平成・令和 ・	同・別	
家 庭 状 況		☐ ひとり親 ☐ 離婚調停中(別居)			
生活保護の状況		1 無 2 申請中(年 月 日申請) 3 受給あり(年 月 日開始)			

※離婚調停中・拘禁中・行方不明等の場合もご記入ください。

子どものための教育・保育給付認定申請に関する誓約書兼同意書

尼崎市 長 あて

子どものための教育・保育給付認定申請に関し、次の事項について誓約・同意します。

- 1 教育・保育給付認定の審査や市民税課税状況の確認に当たって、保護者及び同一住所に属する家族の住民票・市民税・生活保護受給状況・児童手当・児童扶養手当資料等の閲覧に同意します。
- 2 申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定や施設型給付費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者等に提供することに同意します。
- 3 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意します。
- 4 申請内容が事実と相違した場合、教育・保育給付認定の取消をされても異議はありません。

年 月 日

住 所

保護者署名

※ 当該教育・保育給付認定申請書に記載の個人情報、教育・保育施設施設利用に関する事務等に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

<尼崎市記入欄> (下記には記入しないでください。)

こどもコード	認定番号	新2・3号認定 有・無
こ:	ひ:	

【副食費徴収免除となる対象を決定するために必要な書類について】

給食費につきましては原則として自己負担となっていますが、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満（世帯年収が概ね360万円未満相当）である場合などにおいて、副食費（おかず、おやつ等）の徴収が免除される制度があります。
つきましては、以下に該当する方は、それぞれの区分に応じて書類の提出をお願いいたします。

○令和8年4月～8月に入園する場合

対象	必要書類
①令和7年1月1日現在、 尼崎市に住民登録がある方	税書類の提出の必要はありません。 なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和7年度市民税額が確認出来ない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、副食費徴収免除の判定をするための税情報がありませんので、「副食費徴収免除の対象外」として決定を行います。
②令和7年1月2日以降、 尼崎市に転入された方	令和7年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する（ア）～（ウ）のいずれかの書類が必要です。 （ア）市民税が給与から徴収されている方（会社員等） 「令和7年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し （イ）市民税を納税通知書で直接納めている方 「令和7年度市県民税 納税通知書」一式の写し （ウ）上記（ア）又は（イ）が用意出来ない方 「令和7年度市県民税 課税額証明書」（写し可）
③海外赴任の方	海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和6年中（令和6年1月1日～12月31日）の国外での総収入が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書等）を添付してください。 ※必ず日本語訳を添えてください。 国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

○令和8年9月～令和9年3月に入園する場合

対象	必要書類
①令和8年1月1日現在、 尼崎市に住民登録がある方	税書類の提出の必要はありません。 なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和8年度市民税額が確認出来ない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、副食費徴収免除の判定をするための税情報がありませんので、「副食費徴収免除の対象外」として決定を行います。
②令和8年1月2日以降、 尼崎市に転入された方	令和8年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する（ア）～（ウ）のいずれかの書類が必要です。 （ア）市民税が給与から徴収されている方（会社員等） 「令和8年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し （イ）市民税を納税通知書で直接納めている方 「令和8年度市県民税 納税通知書」一式の写し （ウ）上記（ア）又は（イ）が用意出来ない方 「令和8年度市県民税 課税額証明書」（写し可）
③海外赴任の方	海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）の国外での総収入が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書等）を添付してください。 ※必ず日本語訳を添えてください。 国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

【副食費徴収免除対象の辞退の申出について】

「世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円以上のため（世帯年収が概ね360万円を超えるため）、免除の対象外となる。」と保護者が判断される場合は、以下の申出を行うことにより、必要書類の提出をすることなく、副食費徴収免除の対象外とすることも出来ます。

副食費徴収免除対象の辞退の申出（※辞退を申出される方のみご記入ください。）

副食費徴収免除対象の辞退について

申請児童が当該施設に在園するあいだ、副食費徴収免除の対象要件である、世帯の市町村民税所得割合算額が、免除基準（年額77,101円。若しくは世帯年収が概ね360万円相当）を超えることが見込まれるので、上記の書類の提出をせず、副食費徴収免除対象の辞退を申し出ます。
この申し出により副食費徴収免除の対象外として決定されることについて、同意します。

年 月 日

住 所

保護者署名